

議案第 11 号

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例
東京都板橋区組織条例（昭和 39 年板橋区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理部

第 2 条の表政策経営部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同表総務部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 財産に関する事。

第 2 条の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理部

防災及び危機管理に関する事。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

危機管理部を新設し、政策経営部及び総務部の分掌事務を整備する必要がある。